

新得町役場庁舎建設基本構想

令和元年 10 月

新 得 町

目 次

1	検討の背景及び経緯	P 1
2	現在の役場庁舎の概要	P 2
3	役場庁舎のあるべき姿	P 2
4	役場庁舎建設の必要性	P 2
5	新庁舎の基本理念及び基本的な整備方針	P 4
6	新庁舎に必要な設備や機能	P 6
7	新庁舎の建設想定規模の算出について	P 8
8	新庁舎の建設候補地について	P 11
9	新庁舎の構造や設備について	P 15
10	概算事業費と財源について	P 17
11	事業スケジュール案	P 18
12	検討経過	P 19

1 検討の背景及び経緯

(1) 背景

役場庁舎は、地域防災計画において災害対策本部を設置する防災拠点施設に位置づけされており、新得町耐震改修促進計画の中でも、重点的・優先的に耐震化すべき町有建築物に指定しています。

平成25年に実施した耐震診断においては、震度6強で倒壊のおそれがあり、耐震補強の必要があるという結果が出ているが、耐震改修のめどは立っていない状況です。

現役場庁舎は、経年劣化が著しい状況であり、これまで必要な修繕を重ねながら維持管理をしてきましたが、熊本地震や北海道胆振東部地震のような大地震発生などの際には、来庁者や職員の安全確保に懸念が生じています。

町議会においても平成27年・28年の一般質問にて耐震改修又は新築が必要であるとの指摘がなされており、また、平成29年3月議会の一般質問においても、防災拠点施設としての機能を担うことを念頭に、早期の対応が求められていたところです。

このような状況を踏まえ、町では平成28年8月に「役場庁舎のあり方検討会議」を立ち上げ、役場庁舎整備のあり方について検討を行い、町議会や町づくり推進協議会に一定の方向を示し、意見等をいただけてきました。

(2) 検討の経過及び今後の進め方

平成29年12月には町民10名で構成する「庁舎改築町民検討委員会」を設置し、まずは建て替えと耐震改修の方向性の判断を議論した結果建て替えすることを選択し、新庁舎建設に当たっての基本方針や必要な機能などについて検討を重ねてきました。

庁舎改築町民検討委員会からの「基本構想素案」をたたき台として、10名の役場職員で構成する「役場庁舎建設庁内検討委員会」で職員側としての仕事のしやすさや横の連携のほか、町民から見た役場の利用のしやすさなどの視点で素案の内容の補強や一部修正などを加え、基本構想案としてまとめ上げました。

この基本構想は、新庁舎の建設を行うため、建設場所や規模、機能、現庁舎の問題点の解決方法等、新庁舎の目指すべき姿とそれを達成するための具体的方向性を示し、基本設計の指針となるものです。

なお、新庁舎の建設は多額な財政負担を伴いますので、有利な財政措置が受けられるよう令和2年度中に実施設計を発注し、令和5年度までに完成するように進めますが、新庁舎建設の影響で町民の皆さんが受けている行政サービスの質が低下することがないように努めます。

今後は、この基本構想を基に、パブリックコメント（町民意見の公募）を経て、引き続き実施する基本設計の段階で様々な事例等を十分調査・検討するとともに、新庁舎の詳細な機能や規模・配置計画などの具体的建設計画を示し、町民の皆様への説明会などを開催することにより意見交換を実施した上で、ご意見を伺いながら進めていきます。

2 現在の役場庁舎の概要

- (1) 建築年 昭和44年(1969年)竣工 (令和元年度で築50年経過)
- (2) 構造・面積 鉄筋コンクリート造 2,677.42㎡(811坪)
- (3) 耐用年数 *70年(公営住宅法施行令に規定する鉄筋コンクリート造耐火構造の住宅の耐用年数を準用した場合)
*50年(財務省令における減価償却資産の耐用年数)

3 役場庁舎のあるべき姿

- 安全・安心
- 町の災害対策をはじめとした行政サービスの拠点
- 町民の生活のよりどころ
- ある意味、町の顔
- 高齢化社会・住民ニーズの多様化など、町民の要望に応える庁舎

4 役場新庁舎建設の必要性

(1) 耐震補強と耐用年数

① 耐震性の不足

現庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられており、平成25年度に実施した耐震診断の結果、各階の構造耐震指標(Is値)は0.392~0.855で、地階を除く全ての階で構造耐震判定指標(Iso値)0.75(防災拠点として必要となる1.25倍を加味した数値)を下回り耐震性能が不足していることがわかりました。

国の基準では、Is値が0.3未満の場合は、震度6強以上の地震で倒壊又は崩壊の危険性が高い建物とされています。

もし、新得町が東日本大震災や熊本地震、また平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震のような大きな地震に被災したとき、災害対策の拠点として機能しなくてはならない庁舎が大きな被害を受けて、その機能を果たせなくなることが懸念されます。

また、平成28年の台風の際には浸水区域となり、災害対応の拠点となる役割や行政機能を維持できる施設の位置及び構造上の問題があります。

【平成25年度耐震診断結果】

階	構造耐震指標(Is値)		構造耐震判定指標(Iso値)
	X方向(長辺方向)	Y方向(短辺方向)	
3	0.803	0.697	0.75
2	0.392	0.855	
1	0.405	0.598	

【参考 震度6強以上の地震に対する安全性の評価指標（国土交通省告示第529号）】

構造耐震指標 (Is 値)	0.3未満	0.3以上 0.6未満	0.6以上
地震に対する 安全性	倒壊又は崩壊する危険性が高い	倒壊又は崩壊の危険性がある	倒壊又は崩壊する危険性が低い

- ② 現庁舎の耐用年限は70年と見込んでいるが、コンクリート中性化試験結果によると、築58年を迎える頃には、最もコンクリート中性化の進む箇所で鉄筋まで到達すると予測されており、構造上の安全が危ぶまれます。

（２）庁舎の老朽化及び設備の現状と更新の必要性

- ① 全体的に老朽化が進んでおり、雨漏りや壁の剥がれなども発生し、随時修繕を実施していますが、例えば、電気配線の改修や高圧電気室の浸水対策など、抜本的な改修が構造上困難な場所もあります。
- ② 給排水設備の配管の腐食や暖房機の度重なる故障などによって、給排水設備や暖房も改修の必要な時期を迎えています。多額の費用をかけたとしても今後の耐用年数を考慮すると、費用対効果の面から見て有効ではないと考えます。

（３）要望に応える設備を整備する場合の構造上の問題点

- ① 段差も多くエレベーターや身障者トイレが設置されていないこと、また議場も3階にあるなど、高齢者や障がいのある方への配慮が不十分であるが、改修では構造上対応が困難な箇所もあります。

例えば、ユニバーサルデザイン上、円滑な垂直移動手段の確保として、階段とエレベーターは自由に選択できるように近接して設置することが基本とされていますが、構造上改修が困難となっています。

また、既存のトイレに隣接した身障者トイレのスペース確保が困難な状況です。

（４）その他、耐震補強や改修とした場合の支障となる点

- ① 大規模改修する場合は、仮庁舎の確保及び2回の引っ越し、コンピューターなど電算設備の移動等が必要となるなど、無駄な経費も発生します。
- ② 耐震工事を実施する場合は、庁舎内部に耐震壁を増設することが必要であり、執務室が細分化され狭くなるほか、閉鎖的な庁舎となることで、住民が来庁しづらいことが考えられます。



よって、耐震補強や改修は、現実的・総合的に見たところ困難と判断し、「建て替え」することを選択します。

5 新庁舎の基本理念及び基本的な整備方針

(1) 新得町の特徴をアピールする庁舎

- ① 「そばの町」に関する全国一をアピールできる庁舎とします。
- ② 建物の外壁やロビーの壁面にそばの花やそば畑を感じさせる象徴的なデザインの工夫を施すなど、外観や内観に「そばの町」品質日本一をイメージできるような個性的な庁舎とします。
- ③ 建物本体は、木のぬくもりが感じられる庁舎にするとともに、内装には町内産カラマツなど地場産木材を取り入れるなど「林業・木材の町」をアピールできる庁舎とします。
- ④ デジタルサイネージをロビーに設置し、そば畑やアクティビティに関する映像などの観光情報や行政情報を流すなど、新得町を紹介できる設備を取り入れます。
また、議会中継を放映することも検討します。



デジタルサイネージ

(2) 防災拠点の役割を重視した庁舎

- ① 庁舎に浸水防止対策や自然災害への対策を十分に考慮します。
浸水を想定し、施設等の嵩上げ、外壁の防水処理や出入口の防水板・防水シャッターの設置、非常用発電等の防災対策を検討するとともに、地下階は設けないづくりを基本的な考え方とします。
➤役場南側の中新得川は、新庁舎だけでなく河川周辺町民を含めた町全体の防災を考える必要があり、河川改修等の方法により氾濫防止対策を進めます。



防水シャッターの例



防水板の例

- ② 災害時に災害対策本部として機能するために必要な通信情報設備を備えた会議室を設置し、通常時は多目的な利用ができるように整備します。
➤通信情報設備は、インターネットや電話回線も複数台利用できるように整備し、プロジェクター及びスクリーンを設置します。

(3) 利用者の視点に立った行政サービスが可能な庁舎

- ① 各課執務室を集約して見通しの良いワンフロア化することにより、スムーズに各種手続きができる効率的な空間を構築します。

また、来庁者を取り囲むような配置は避けて、圧迫感を与えない様に工夫します。



執務室のワンフロア化（例）

【例】当麻町役場

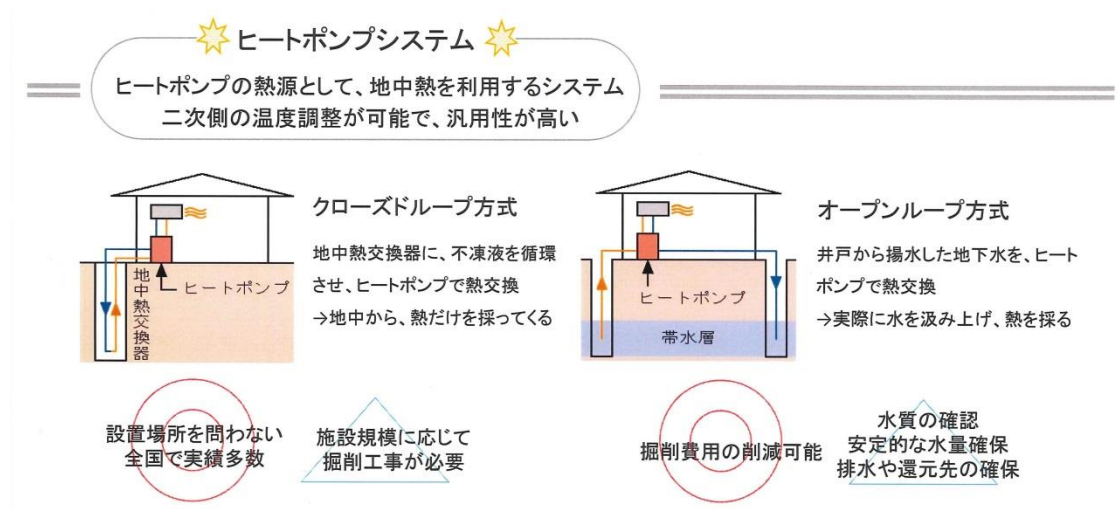
- ② 外国人や高齢者、身障者などを含むすべての利用者が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎とします。
- ③ 来庁者の利便性を考慮し、議場や議会事務局、保健福祉センターの保健福祉課や保育関係等出先を除いた部署については、すべて1階に配置することを基本とします。

(4) 省エネルギーや環境に配慮した庁舎

- ① 再生可能エネルギーを活用し、環境の配慮に努めるほか、維持管理費用削減のため、省エネに徹底的に取り組んだ庁舎とします。

- ② 燃料として未利用資源の活用を検討します。

➤例えば、太陽光や水力発電、雪冷房、水素の利用検討のほか、地下水をヒートポンプで熱交換するオープンループ方式の地中熱ヒートポンプシステムなどについて、設計者の意見も参考に基本設計の中で検討していきます。



- ③ 集中暖房に加え、F F 式等個別暖房の併設など、災害時や故障時の対応及び燃料費節減に配慮した暖房方法を検討します。

（５）コンパクトで経済的な庁舎

- ① 財政的に厳しさを増す中、慎重な財政計画のもとで、少しでも有利な財源の検討と、建設等のコストを十分認識しながら進めます。
- なお、交付税措置が受けられる市町村役場機能緊急保全事業債を活用するとともに、省エネ・環境対策に関する補助金などの活用を検討していきます。
- ② 施設改修や設備更新など、将来にわたるランニングコストの抑制が図られる庁舎とします。
- ③ 将来的な人口減少を見据え、現庁舎よりコンパクトな新庁舎を目指します。
- ④ 長期的な活用を見据え、メンテナンスしやすい庁舎とします。
- 例えば、外壁材や屋上防水材は、耐用年数と修繕周期の長いタイルやガルバリウム鋼板・レンガなどを活用し、設備更新をしやすい点検スペースの確保とボイラー棟を別棟とするなど、執務棟内にあるよりも同一面積でコスト削減を期待できる設備棟の設置を検討します。

6 新庁舎に必要な設備や機能

（１）窓口機能及びバリアフリー機能

- ① 来庁者が迷わず目的の場所に行けるよう、総合案内窓口システムや手話で案内できる職員の配置などを検討します。
- ② 来庁者になるべく移動しないで1箇所ですべての業務ができるような配置と、ワンストップサービスの充実を図ります。
- ⇒1階に部署を集約、入口側に手続きが多い関係部署を配置、来庁者が極力移動しないサービスの充実。
- ③ 会話のしやすい窓口カウンターやプライバシーに配慮した相談室の設置、休憩スペースの確保など、来庁者の利便性向上に努めます。
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- ・数か国語の言語を案内板に取り入れるなど、外国人に配慮します。
 - ・遠くから認識でき、誰にでもわかりやすい案内表示
 - ・多目的トイレの設置（オストメイト、ベビーシート、車いす用トイレなど）
 - ・安全に移動することができる廊下、階段の整備
 - ・エレベーターの設置

（２）防災拠点機能

- ① 災害時には、町民の給水所などの機能も持たせるため、受水槽又は貯水槽を設置し自家発電施設を整備するなど、ライフラインや行政機能を維持できる庁舎とします。
- ② 防災対策本部室として活用できる部屋を確保し、指揮命令に必要な設備を整えるとともに、通常時は会議室などとして使用できるようにします。
- ③ 災害時に職員が活動できる最低限の食糧等を備蓄できるスペースを確保します。

（３）執務機能

- ① 職員が使いやすく、また横の連携を取りやすい配置を検討します。
- ② 来庁舎との打合せに対応できるよう、執務室内に打合せスペースを設置します。
- ③ 住民サービスの向上を含め将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更等にも柔軟に対応しレイアウトが自由に変えられるよう、オープンプローアを基本とした執務空間とします。
- ④ 書類を整理整頓しやすいよう、常用文書と保存文書に分けるなど適正に書類を保管できる収納スペースの整備を検討します。
- ⑤ 公民館に入っている教育委員会を新庁舎に配置することを検討します。
- ⑥ 防犯対策の向上を図ります。

（４）情報発信機能

- ① 庁舎内案内図や近隣公共施設地図設置の他、行政情報や観光情報のスペース及びモニターを設置し、利用者へ情報を発信します。

（５）議会機能

議会は意思決定の最高機関として、議会の保有する機能が発揮されるとともに、議会活動が円滑に遂行されるための整備、配置に配慮します。

- ① 議場のライブ中継のほか、議会活動に必要な機能と設備を整備します。
- ② 庁舎全体と同様、議場や傍聴席はバリアフリーに配慮した造りとします。
- ③ 議場は議会専用とはせず、議会活動で使用されない期間は、町民も利用できる会議室など多用途に活用できるように整備します。



議場【例】当麻町役場



議場【例】雨竜町役場

（６）その他

- ① 町民に開かれた庁舎とするため、町理事者の部屋を１階に配置することを検討します。
- ② 庁舎内装の一部に、本町との姉妹町である五ヶ瀬町の記念交換林として令和２年度以降に伐採する予定のスギ、ヒノキの活用を検討します。
- ③ 構造や建物内部の配置については、職員の仕事の効率性とコストを重視した上で維持にかかるコストの圧縮を追求します。
- ④ 庁舎のロビーでWi-Fi（公衆無線 LAN）を利用できるように整備します。

7 新庁舎の建設想定規模の算出について

(1) 平成31年4月現在の役場本庁舎内職員数(再任用職員・臨時職員等を含む)

課名	係名	課長	課長補佐	係長	一般職員	臨時職員	計
町長							1
副町長							1
議会事務局	総務係	1		1	0	1	3
総務課	計	2	2	4	4	3	15
	庶務防災係			1	1	1	
	財政係			1	2	1	
	職員係			1	1		
	契約管財係			1		1	
産業課	計	1	2	7	9	1	20
	観光振興係			1	1		
	商工労働係			1	1		
	観光協会			1	2		
	農政係			1	2	1	
	畜産係			1	1		
	林務係			1	1		
	耕地係			1	1		
農業委員会※	総務係	1	1	1	0	1	4
施設課	計	1		5	6	1	13
	上下水道係			(1 兼務)	1		
	土木係			1	2		
	業務係			1	1	1	
	町営住宅係			1	1		
	建築係			1	1		
	公園道路係			1			
町民課	計	1		4	4	5	14
	住民活動係			1	1	2	
	生活環境係			1	2		
	窓口係			1	1	1	
	国保年金係			1	1	1	
税務出納課	計	1		3	5		9
	納税係			1			
	課税係			1	3		
	出納係			1	1		
	帯広信金				1		
地域戦略室	計	1	1	2	3	0	7
	地域戦略係			1	2		
	広報広聴係			1	1		
合 計		9	6	27	31	12	85

※農業委員会会長のスペースを課長職として計上、再任用職員は一般職として計上する。

平成31年4月現在の町公民館内職員数(再任用職員・臨時職員等を含む)

課名	係名	課長	課長補佐	係長	一般職員	臨時職員	計
教育長							1
社会教育課	計	1		2	6	1	10
	社会教育係			1	2	1	
	社会体育係			1	2		
	英語指導助手				2		
学校教育課	計	1		1	3	0	5
	総務係			1	2		
	全町教育				1		
合 計		2		3	9	1	16

(2) 現庁舎の面積について

階数	部屋用途	面積 (m ²)	備考
【地階】	機械室	59.7	
	公務補室	15.6	
	旧職員厚生室	20.9	物置
	旧厨房	16.8	物置
	会議室	37.7	
	書庫 (2 階)	94.1	
	電気室	24.2	
	旧浴室	11.5	物置
	WC	9.5	
	階段室	13.4	
	廊下	33.6	
	DW	1.9	
	小 計	338.9	323.8

【1 階】	職員玄関	11.2	
	宿直室	15.5	
	更衣室 (男子)	18.4	
	第 1 会議室	34.0	
	金庫	6.7	
	物品庫	11.3	
	税務出納課	71.4	
	町民課	91.4	
	施設課 (公園道路含む)	123.5	
	コピー室	16.0	
	消費者相談室	16.0	
	地域戦略室	46.9	
	WC (男女)	20.2	
	DW・湯沸室	3.9	
	更衣室 (女子)	11.8	
	階段室	13.5	
	廊下	127.6	
	エントランス	67.9	
	風除室	12.3	
	エントランス階段	16.0	
	小 計	735.5	744

【2 階】	町長室	40.9	
	副町長室	28.2	
	応接室	23.6	
	総務課	90.6	
	産業課 商工	37.5	
	農政	87.2	
	農業委員会	25.2	
	第 2 会議室	36.0	
	放送室・P B X	24.1	
	エントランス階段・吹抜	72.2	
	電算室	22.8	
	コピー室	12.0	
	旧喫煙室	12.0	
	WC (男女)	22.0	
	DW・湯沸室	3.3	
	物品庫	10.1	
	階段室	14.0	
	廊下	106.2	
	受付	10.0	
	小 計	677.9	623.2

【3階】	議場	160.5	
	正副議長室	28.1	
	議会事務局	41.6	
	議員控室	63.9	
	大会議室	141.9	
	監査委員室	14.9	
	第4会議室	42.5	
	第3会議室	61.9	
	DW・湯沸室	16.4	
	WC（男女）	12.1	
	用具室	9.9	
	階段室	15.5	
	廊下	57.2	
	ロビー・階段	54.3	
	小 計	720.7	728.6
合 計		2473.0	2487.8

（3）公民館内の執務面積について

階数	部屋用途	面積（㎡）	備考
【1階】	教育長室	37.8	
	社会教育課	70.0	
	湯沸室	4.9	
	旧印刷室	4.8	物置
	学校教育課	32.0	
	全町教育推進本部	33.5	
	小 計	183.0	

（2）役場庁舎と（3）公民館内の執務面積の合計 2,656 ㎡

新庁舎規模の考え方

効率的な執務空間の利用などにより現在の庁舎機能規模（2,656 ㎡）を勘案し必要最小限の床面積を基本としますが、現庁舎には整備されていない防災対策に関するスペースや、情報発信機能など諸機能空間の確保に係る床面積を加味する必要もありますので、今後の基本設計中で加味すべき面積や各室必要面積を精査してまいります。

8 新庁舎の建設候補地について

(1) 建設候補地の比較検討結果

新庁舎の建設位置については、地方自治法第4条2項に「役場庁舎事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

このことを踏まえ、駅前周辺なども検討してきましたが、最終的には大規模な用地購入による財政負担をなくすため町有地に建設することを基本とし、さらには庁舎建設が可能な敷地面積を確保できる場所として、下記のとおり2カ所を検討すべき候補地として絞り込みました。

それぞれのメリット・デメリットは下記の比較表に示したとおりですが、最終的には町民の利便性や土地の有効活用を勘案した結果、次の理由により**①の現役場庁舎南側を建設候補地として選定し、基本設計を進めていきます。**

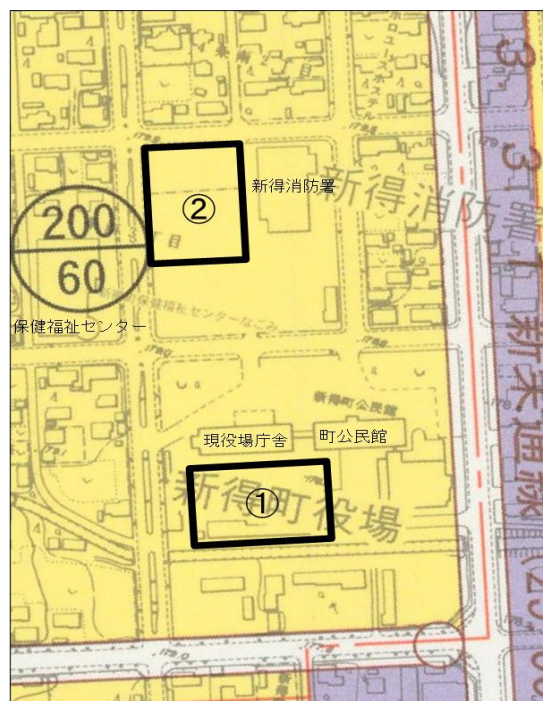
ただし、中新得川により近くなるため、役場庁舎建物自体の防災対応と水害の心配のない河川改修が前提となることから、防災拠点施設としての役割を十分考慮の上、河川改修も併せて進めていきます。

(2) ①の現役場庁舎南側を選定した理由

- ア 町の行政機能である公共施設が付近に集約されており、保健福祉センターなごみ、公民館、消防署を徒歩で移動できる。
- イ 新庁舎を公民館と渡り廊下でつなぐことができる。
- ウ 将来の公民館建て替えを視野に入れた場合も、既存の公共施設を集約した中で建設計画を見込むことができる。
- エ イベントスペースとして町民にも定着している、保健福祉センター駐車場を更に広く一体化した利用ができる。
- オ ②と比較して、東西に広く敷地面積を確保することができる。

【検討した候補地】

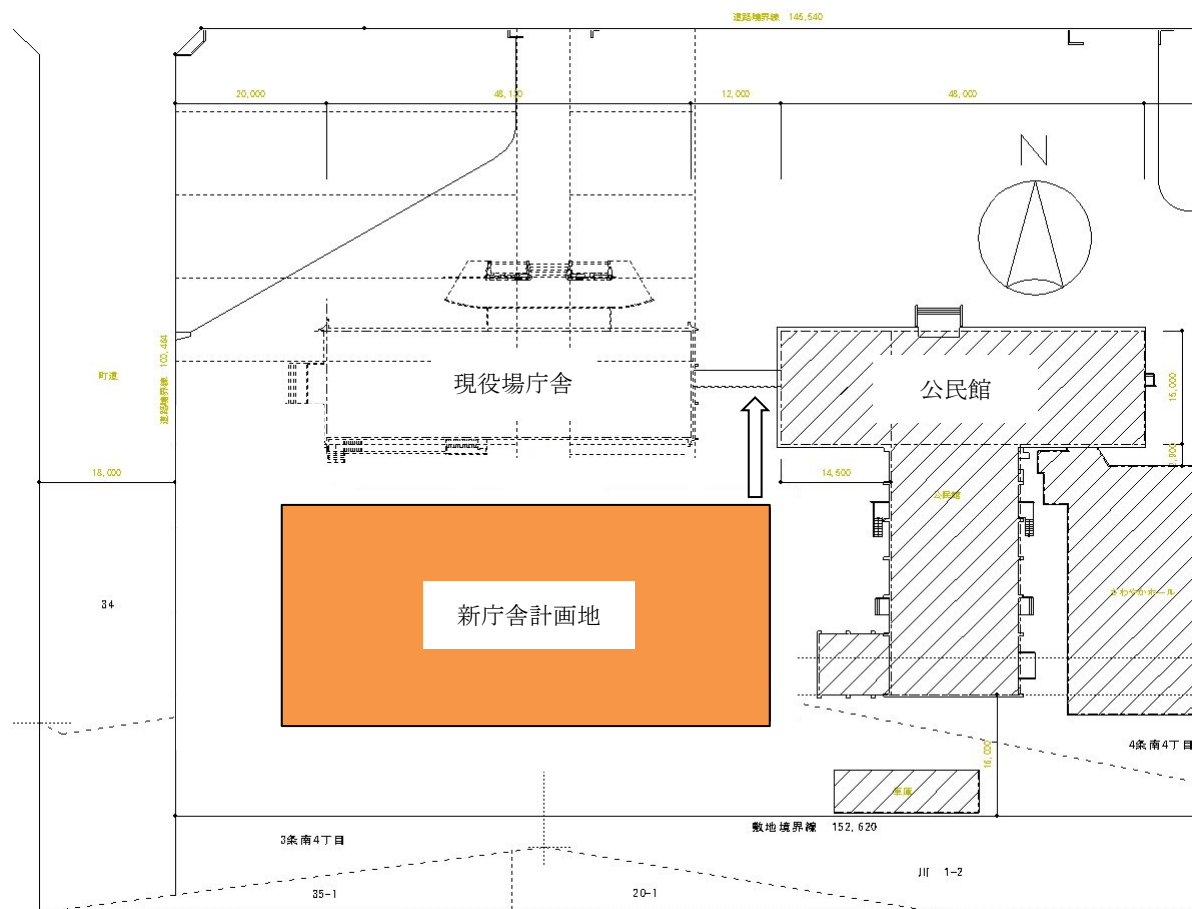
- ① 4条南4丁目（現役場庁舎南側）
敷地面積：約3,500m²
- ② 4条南3丁目
（なごみ東側駐車場・イベント広場）
敷地面積：約4,800m²



比較表

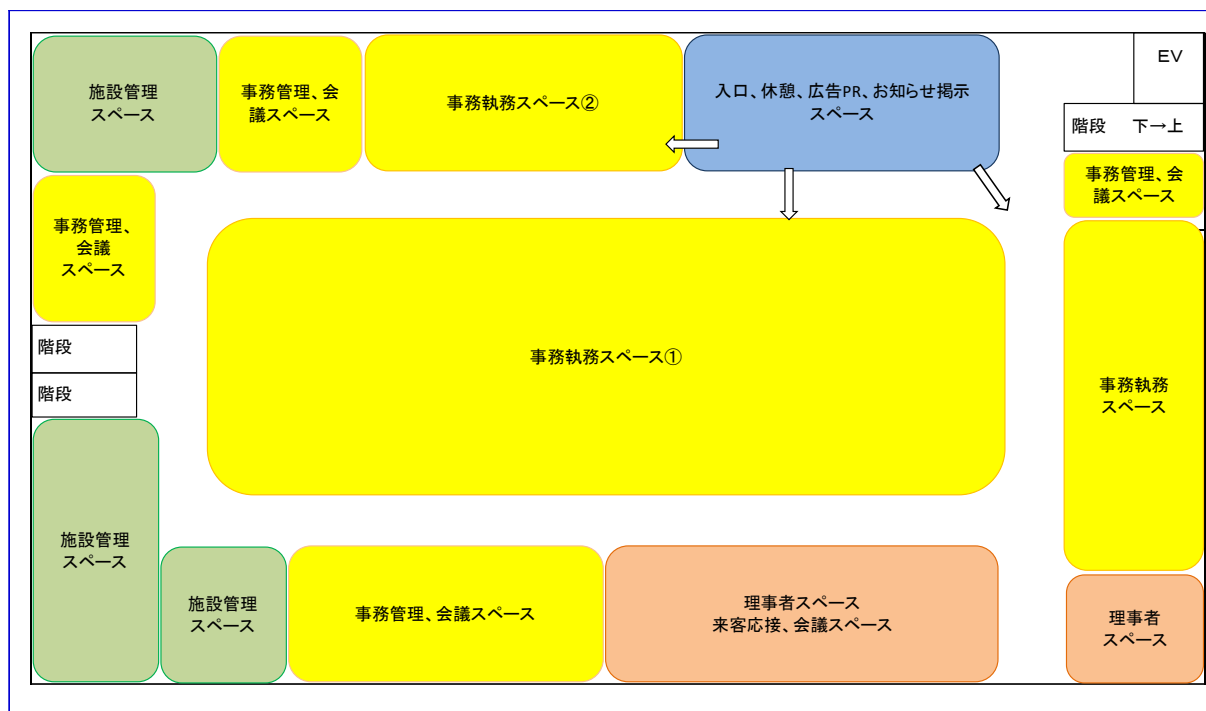
	① 4 条南 4 丁目（現役場庁舎南側）	② 4 条南 3 丁目（なごみ東側駐車場・イベント広場）
メリット	○現庁舎に近接しているため、引っ越しが容易 ○現庁舎より南側に建設される為、整備後には駐車場が北側に集約され「そば祭り」等のイベント会場の拡幅が期待出来る。 ○町民に認知されている。 ○町の公共施設が付近に集約されており、徒歩で移動できる範囲にある。 ○公民館と渡り廊下でつなぐこともできる。 ○国道に比較的近い為、町外からの来庁者にもわかりやすい。 ○役場の住所の変更が不要	○まとまった建設用地が確保できる。 ○①よりは離れているが、引っ越しが容易 ○災害時など消防署庁舎施設利用なども検討できる。 ○新庁舎から離れるが、現庁舎の車庫・倉庫等の再活用も可能
デメリット	○現庁舎・隣接する公民館の給排水管や雨水管の移設・車庫の解体が必要。 ○サクランボの木など樹木の撤去が必要。 ○中新得川に現状より近づくため、防災の視点ではかさ上げなどの対策が必要。 ○職員駐車場・公用車車庫・外書庫の解体が必要なため建設中の仮置き場が必要	○建設・現庁舎解体までは、イベント広場の活用ができない。（約 2 ～ 3 年間） ○既存庁舎解体後イベント広場の整備が必要。面積は、現状と同程度。 ○現庁舎よりも中新得川から離れるが、近隣施設・道路の高さに合わせた敷地となるため、かさ上げなどの水害対策を施すことによって、道路との高低差がきつくなってしまう。 ○新庁舎付帯建物（車庫・倉庫）を建設する場合は、用地が手狭。 ○消防署庁舎との間にある 3 条仲通りも建設用地にする場合には、町道廃止が必要。 ○建設敷地面積の東西が狭いため、建物の形状が限られる。

(3) 新庁舎配置計画案

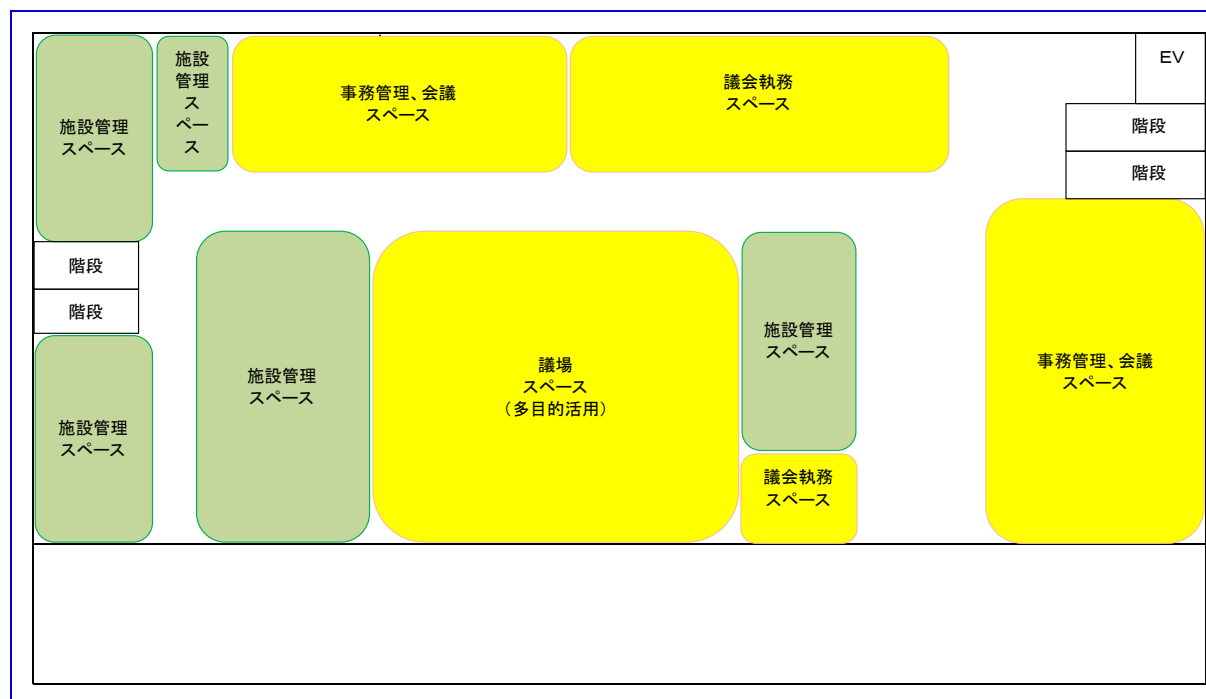


(4) 新庁舎建物内部の各課等の配置イメージ

【例】 1階 各課を極力フロア中央に配置して周囲にロビーと廊下を配置



【例】 2階 議会関係、書類保管・機械設備・防災用品保管スペースを配置



9 新庁舎の構造や設備について

(1) 構造

可能な限り木の構造を取り入れることができるよう検討する中で、防災の視点で鉄筋コンクリート造の部分があるなど、様々な構造を検討します。

また、建設地の形状、地盤特性、耐震工法や、利便性の高い配置計画、建設コストなどを比較するため、基本設計においてプロポーザル方式による提案を受けた上で、詳細を検討しながら決定していきます。

【構造方式】

耐震の構造方式には、耐震構造、制震構造、免震構造の3種類があります。

その特性等については、下記の図のとおりとなりますが新庁舎の建物規模や財政負担の抑制、建設や維持管理に必要な費用の圧縮などを考慮し、原則として従来方式の耐震構造を選択します。

構造の種類	耐震	免震	制震
振動を受け止める部位	建物全体	地面と建物の間に設置した免震装置	ダンパー（揺れを吸収する仕掛け）やゴム
概要	建物の構造（柱や壁など）を強化し、振動エネルギーに耐えられるようにする。	建物と地面の間に「玉」を敷いたようなイメージ。 地面が揺れても建物は玉の上で滑るので、揺れにくい。	柱と梁の間などに可動部分（ダンパー）を設ける。 振動をダンパーで吸収し、揺れを軽減する。
メリット	3種類の耐震構造の中で、最も安価に導入できる。	地震による建物全体の揺れを大幅に軽減する。（震度7が震度4程度に）	2階から上の揺れを軽減できる。 コストは免震に比べて安価。
デメリット	建物全体で揺れを受け止めるため、崩壊しにくいが揺れ自体は激しく、内装材や家具が損傷しやすい。	コストが高額。 液状化するような土地には向かず、地下室の設置も難しい。	大きな地震の場合は、揺れで内装材や家具が損壊することがある。 ダンパーなどを設置するスペースが必要。

（２）設備

暖房設備、電気設備、衛生設備、エレベーター、自家発電設備、貯水槽、自然エネルギー、未利用エネルギー活用などの各種設備については、環境に配慮しつつ、建設後の更新を含めたランニングコストを基本設計において十分比較検討した上で、決定していきます。

（３）駐車場

役場の駐車場は、現庁舎の北側に来庁者用として現在４７台分（車いす使用者用２台を含む）、また、職員駐車場は現庁舎の南側に５８台分あります。

新庁舎建設に当たっては、新庁舎の北側に来庁者用駐車場として５０台分、職員用駐車場については、教育委員会職員分も含めて７０台分を整備します。

なお、駐車場整備に当たっては、庁舎に近い場所を来庁者用駐車スペースとするなど、明確な区分けをすることにより、来庁者の利便性に配慮します。

（４）公用車駐車場

現在、公用車用の車庫は３０台分（うち大型車用として４台分）ありますが、教育委員会が所有している公用車の車庫がないなど現在の使用状況から、新庁舎周辺に３３台分の車庫を整備します。

（５）駐輪場

自転車での来庁者や通勤で利用する職員もいることから、３０台分の駐輪場を整備します。

10 概算事業費と財源について（想定）

（1）事業費の算定

事業費の算定は、今後の基本設計作業の中で比較検討しながら積算します。

事業費については、今後の資材費や人件費の変動、さらには現在想定している以外の工事も考えられます。また、施設の構造や設備内容などの仕様によって大きく異なってくるため、今後の基本設計作業の中で比較検討しながら積算していきます。

なお、事業の内容を下記のような仮定をした場合の概算事業費の内訳は以下のとおり想定しています。

○鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積2,600㎡で建設した場合の事業費試算

項 目	金額（百万円）	財源内訳	
		起債(※1)	基金(※2)
用地取得費（駐車場・車庫用地）	未定		
基本設計	32		32
実施設計費	54	48	6
新庁舎建設・車庫等付帯施設建設費	1,692	1,523	169
旧庁舎等解体費	110	99	12
渡り廊下工事費	25	22	3
外構工事費	200	180	20
合 計	2,113	1,872	241

※1 市町村役場機能緊急保全事業債（令和2年度までに実施設計に着手したものが対象）
→事業費の90%まで借り入れすることができるため、起債額を90%で試算

（参考）起債の償還条件 元利均等償還

償還期間 30年以内（内、据置5年以内）

金 利 金融機関の金利情勢による。

借 入 先 民間金融機関等

※2 公共施設整備基金を利用する予定（平成30年度末の残高25億1,000万円）

（2）財源対策

庁舎の建設については、長期間利用する施設として未来に対する投資であるため、将来世代に負担を平準化するには、起債（借金）を利用する必要があります。

しかし、将来的な負担を少なくするため借金を抑制することもまた必要な考えであることから、建設費の財源として公共施設整備基金（町の貯金）も使いながら、起債（市町村役場機能緊急保全事業債）を活用し、将来の住民負担を抑えるものとします。

なお、初期建設費用だけにとどまらず、維持管理コストの抑制を視野に入れた庁舎となるよう検討するものとします。

1 1 事業スケジュール案

時 期	項 目	内 容
平成31年 1月～ 令和元年 10月	基本構想策定庁内検討委員会	役場庁舎改築町民検討委員会から提案報告のあった基本構想素案を基に、役場内部で詳細を検討し、基本構想を決定します。
令和元年 8月～ 令和元年 8月	基本構想案のパブリックコメント	基本構想案に対する町民の意見を公募します。
令和元年 10月	基本構想の決定	新庁舎建設における基本的方針を示します。
令和元年 10月～ 令和元年 12月	プロポーザル（技術提案方式）公募、選定委員会の設置・審査	庁舎整備の基本設計業務の委託にあたって、技術や企画を提案してもらい、その内容を評価して設計事業者を選定します。
令和2年 1月～ 令和2年 12月	基本設計の実施	敷地に対する配置、デザイン、内部のレイアウトや面積、概算の工事費などを設計します。
令和2年 7月～ 令和2年 9月	基本設計の間に、設計図書に基づき住民説明の実施	住民説明会などによって町民の意見を設計に反映します。
令和3年 1月～ 令和4年 2月	実施設計の実施	基本設計に基づき、建物の構造や設備の詳細、工事費の内訳などを設計します。
令和4年 4月～ 令和4年 7月	事前建設敷地解体等工事	建設地に存在する車庫などの解体や樹木の移植などを実施します。
令和4年 8月～ 令和5年 11月	建設工事	建物本体
令和5年 11月～ 令和5年 12月	新庁舎へ引っ越し	
令和5年 12月～ 令和6年 3月	旧庁舎解体	
令和6年 4月～ 令和6年 12月	公民館への渡り廊下新設工事、外構工事	駐車場や車庫などの付帯施設を整備します。

1 2 検討経過

年月日	内 容 等
平成 28 年 8 月 26 日	第 1 回役場庁舎のあり方検討会議（役場各課代表係長等で構成） ・ 現庁舎の問題点等の洗い出し等
平成 29 年 3 月 21 日	第 2 回役場庁舎のあり方検討会議 ・ 耐震改修と建て替えの費用対効果について ・ 庁舎整備の方向性について ・ 今後のスケジュールについて
平成 29 年 5 月 12 日	第 3 回役場庁舎のあり方検討会議 ・ 庁舎改修基本構想検討資料の精査について ・ 財政シミュレーションについて ・ 耐震改修と建て替え検討結果の方向性について
平成 29 年 6 月 20 日	第 1 回役場庁舎改築庁内検討委員会（役場各課長等で構成） ・ 財政推計及び財源対策の考え方について ・ 庁舎整備の方向性について
平成 29 年 7 月 28 日	第 2 回役場庁舎改築庁内検討委員会 ・ 庁舎改築基本構想検討資料の精査について ・ 今後の進め方について
平成 29 年 8 月 24 日	町議会議員協議会 ・ 庁内検討委員会の検討結果及び今後の進め方等について説明
平成 29 年 9 月 19 日	町づくり推進協議会役員会 ・ 庁内検討委員会の検討結果及び今後の進め方等について説明
平成 29 年 12 月 20 日	第 1 回役場庁舎改築町民検討委員会（公募による町民及び有識者） ・ 庁内検討委員会の検討結果について ・ 庁舎整備の方向性について
平成 30 年 2 月 1 日	第 2 回役場庁舎改築町民検討委員会 ・ 検討項目等について ・ 庁舎の位置等について
平成 30 年 3 月 23 日	第 3 回役場庁舎改築町民検討委員会（グループワーク） ・ 検討項目及びスケジュールについて ・ 庁舎建設に当たってのコンセプトについて
平成 30 年 5 月 9 日	第 4 回役場庁舎改築町民検討委員会（グループワーク） ・ 新庁舎の基本理念及び基本的な整備方針について ・ 新庁舎に必要な設備や機能について
平成 30 年 6 月 28 日	第 5 回役場庁舎改築町民検討委員会（先進地視察） ・ 当麻町役場及び雨竜町役場庁舎の視察
平成 30 年 7 月 30 日	第 6 回役場庁舎改築町民検討委員会 ・ 新庁舎の基本理念及び基本的な整備方針について ・ 新庁舎に必要な設備や機能について

年月日	内 容 等
平成 30 年 9 月 19 日	第 7 回役場庁舎改築町民検討委員会 ・概略の施設規模、複合施設について ・庁舎建設場所候補地の選定について
平成 30 年 11 月 2 日	第 8 回役場庁舎改築町民検討委員会 ・新庁舎の構造、概算事業費の想定について ・建設までのスケジュール案について
平成 30 年 12 月 10 日	第 9 回役場庁舎改築町民検討委員会 ・基本構想素案の精査 ・検討結果の報告
平成 30 年 12 月 12 日	町長へ町民検討委員会でまとめた基本構想素案、検討結果を報告
平成 30 年 12 月 25 日	役場庁舎建設庁内検討委員会の設置
平成 31 年 1 月 18 日	第 1 回役場庁舎建設庁内検討委員会 ・町民検討委員会でまとめた基本構想素案、検討結果説明 ・検討の進め方について ・各課協議事項（各部署配置計画、必要面積等）について
平成 31 年 2 月 8 日	第 2 回役場庁舎建設庁内検討委員会 ・各課協議事項（各部署配置計画、必要面積等）の集約 ・配置計画、各課必要面積、付帯施設レイアウトについて
平成 31 年 2 月 20 日	第 3 回役場庁舎建設庁内検討委員会 ・配置計画、各課必要面積、付帯施設レイアウトについて ・情報通信設備（Wifi 等）について ・基本構想案の修正について
平成 31 年 3 月 8 日	第 4 回役場庁舎建設庁内検討委員会 ・配置計画、各課必要面積、付帯施設レイアウトについて ・耐震構造（耐震、免震、制震）について ・基本構想案の修正について
平成 31 年 4 月 25 日	第 5 回役場庁舎建設庁内検討委員会 ・設計施工方法 ・基本構想案の修正について
令和元年 6 月 6 日	第 6 回役場庁舎建設庁内検討委員会 ・基本構想案の修正について ・設計施工方法、発注方法について

○役場庁舎改築町民検討委員会委員名簿

新庁舎建設の必要性及び役場庁舎建設基本構想の内容等に関し、町民の意見や提案を反映させるため、公募や有識者により「町民検討委員会」を平成２９年１２月に設置。

(平成３０年１２月１２日役場庁舎建設基本構想素案と検討結果を報告)

所 属 等	氏 名	所 属 等	氏 名
公募委員（委員長）	西 田 秀 稔	公募委員	高 橋 愛 子
公募委員（副委員長）	遠 藤 正 紀	公募委員	安 田 美 弥 子
公募委員	高 倉 繁 則	町議会総務厚生常任委員長	柴 田 信 昭
公募委員	山 川 政 明	新得建築士会	伊 藤 和 廣
公募委員	藤 原 尚 雄	新得建設協会	豊 野 昇

事務局：総務課長 渡辺裕之、総務課長補佐 長濱清、施設課建築係長 岩城史生
 庶務防災係長 小林健利、庶務防災係主事 片桐祐馬

○役場庁舎建設庁内検討委員会委員名簿

町民検討委員会から提案を受けた役場庁舎建設基本構想素案を元に、町民の利便性、仕事のしやすさ、各課横の連携などの視点で協議し、素案に必要な修正等を加えていき、町民へのパブリックコメント等を経て、「庁舎建設基本構想」を最終的に決めていくため設置。（平成３０年１２月に設置）

所 属 等	氏 名	所 属 等	氏 名
副町長（委員長）	金 田 將	施設課建築係長	岩 城 史 生
総務課長	渡 辺 裕 之	産業課長補佐(商工)	桑 野 恒 夫
地域戦略室長補佐	福 原 浩 之	議会事務局長	橋 場 めぐみ
税務出納課長	佐々木 隼 人	学校教育課長	佐 藤 博 行
町民課生活環境係長	加賀谷 敬	社会教育課	岡 田 徳 彦

事務局：総務課長補佐 安達貴広(長濱 清)、総務課庶務防災係長 目黒達哉(小林健利)、
 庶務防災係主事 片桐祐馬